

大津家庭裁判所委員会議事録

- 1 日時
平成21年3月4日(水)午後2時00分から午後4時30分まで
- 2 場所
大津家庭裁判所本館大会議室
- 3 出席者
(委員)五十音順・敬称略
飯田喜信, 小川素子, 國松完二, 甲津貴央, 酒井康夫, 内藤悟, 松原豊彦, 三上征次, 若佐一郎
(事務担当者)
西山実, 田島康博, 住野陽一, 島田博敏, 坂井稔, 大田恵朗, 濱松稔也
- 4 議事
 - (1) 委員の異動報告
事務担当者から, 学識経験者委員の交替の報告があった。
 - (2) 新任委員の自己紹介
 - (3) 少年事件における被害者配慮制度についての報告
ア 被害者配慮制度の概要及び平成20年12月15日施行の法改正の動きについて
住野家裁首席書記官から報告
イ 被害者調査の状況について坂井次席家裁調査官から報告
 - (4) 意見交換
テーマ「少年事件における被害者配慮制度について」
発言要旨は, 別紙のとおり
 - (5) 次回テーマについて
「離婚事件の現状と課題について」をテーマとする。
 - (6) 次回の開催日程
次回の委員会は, 平成21年6月25日(木)午後2時から午後4時30分までと決定した。

(別紙)

発言要旨

(委員長, 学識経験者委員, 弁護士委員, 検察官委員, 裁判官委員, 事務担当者)

これまでの被害者配慮制度の概要及び平成20年12月15日施行の法改正の動きについて

平成12年の少年法改正で, 事件記録の閲覧やコピー, 審判結果の通知, 被害者の意見陳述等の被害者配慮制度が始まり, 平成20年12月の改正で, 一定の重大事件については, 被害者の少年審判傍聴を認める制度が取り入れられた。

一般の方は, この制度があること自体を知らない方が多いと思う。知っている方は積極的に申し入れができるが, 知らない方は, 全くできない。例えば, だれかがアドバイスする機会が, 今の制度の中ではないのか。

被害者配慮制度のリーフレットは, 捜査機関や関係機関窓口に置かせていただいている。また, 家庭裁判所が受理した段階で, 一定の事件については書記官室からリーフレットを被害者に発送している。

少年審判の傍聴が認められている故意の犯罪行為により被害者が死亡した事件や, 生命に重大な危険がある事件については, 傍聴のリーフレットもあわせて送付している。

家庭裁判所に事件が送致されるのは, 捜査が終了後であるが, 弁護士は捜査段階で被害者の方と直接会ってどう思われるか。

弁護士の場合は, 被害者になった人が, 弁護士事務所に相談に見えたときに, 制度について紹介することはある。被害者になる前にこのような制度があるという広報があってもよいと感じる。裁判所はそのような機関ではないので, 捜査機関, あるいは弁護士会がもう少し広報すればよいと思う。

少年事件は, 大津では年間2,000件前後で推移しており, 被害者がない道路交通法違反や無免許運転も多いので, 傷害や暴行などの事件については, 全体の100分の1程度だと思われる。

被害者配慮制度をつくっていきこうという経緯は何か。当事者以外の国民にこういう制度があるということを広く知らせていく意味合いというのは何か。

他の国では被害者に配慮した制度があるが, 我が国では一般的には被害者が蚊帳の外に置かれているという状況と, 事件の内容について知る機会を与えるべきではないかという指摘があり, そのような経緯の下でつくられてきた制度だと理解している。

被害者に対する保護や配慮は, 平成12年に先に述べた3つの制度ができた。その後, 平成16年に被害者の方が裁判に積極的に参加していけるような制度をつくるべきだということで犯罪被害者等基本法が成立して, それまで少年の健全育成という目的で非公開で行っていた審判を被害者が傍聴できるという新たな制度ができた。

成人の刑事事件に関しては, 犯罪被害者の裁判への参加制度が平成16年の基本法や犯罪被害者の方々の団体の積極的な動きと, 被害者の方に配慮すべきだという世論の強い動きによってでき上がってきたと思われる。

少年法では少年に対する保護主義というものがあり, 国家全体の制度のあり方の中で,

少年というのは何歳までで、どのような保護を与えて、どのようなところで大人と同じように考えていけばいいのかということも、本当はもっと議論すべきであると思うが、被害者保護という思想が大きくて、十分な議論がなされないままに制度だけが成立してしまったと感じている。

この制度が、犯罪に対する抑止力につながるような制度になればよいと思う。

被害者が真実を知りたいという社会的な流れの中で、新しい制度がつくられるときには、被害者を作る原因を少なくする、減らすということもあるのではないかと思う。ただ、一方的な被害者保護だけでは制度としては機能するのは難しいような感じも受けた。

もともとは被害者が、自分たちの知らないところで事件が処理されていて、何も知らされない、自分たちの権利は全く保護されないというところから、この問題が浮上してきたと考えられる。被害者の置かれている立場を考えたというところがある。

被害者からどのようになっているのかを知りたいという要望に対して配慮してこういう流れになっていると思う。ところが、もう片一方で、裁判上知った情報を他の人に漏らしたり、あるいは関係者のプライバシーを侵害するようなことは禁じられており、その過程で知ったことは他の人に漏らしてはいけないということが規定されている。微妙なバランスの上に成り立っている制度だと思う。もし、傍聴をして、あるいは記録を見て、そこで知ったことを他の人に漏らしたり、例えば報道関係に話をした場合に何か罰則があるのか。

現在の法律上、特に罰則は決まっておらず、少年審判の関係は原則非公開であるため、新聞報道等でもこのような情報に接することがないのが現状だと思う。

この種の情報管理は、性善説ではなく、性悪説というものも考えに入れておく必要があるのではないか。

被害者がなぜ自分の子が死んでしまったのかというような事実を知りたくても、多くのことを知り得るわけではなく、もっと知りたいことがでてくる中で、何もしゃべるなというような規定になっている。罰則もない中で、果たして本当に守秘義務が守られるのかどうかは疑問だと思う。

閲覧・謄写の規定に罰則はないにしても、正当な理由がないのに知り得た少年の氏名だとか、少年の身上に関する事項を漏らしてはいけないことになっており、知り得た事項をみだりに用いて、少年の健全な育成を妨げ、関係人の名誉もしくは生活の平穩を害し、または調査もしくは審判に支障を生じさせる行為をしてはならないとなっている。守秘義務というよりは、当然の規定と思われる。

被害者の方は、他に漏らしてはいけないという規定なので、裁判所の側とすれば、健全育成を妨げるような事実であっても知らせてしまう場合があるはずである。

多くの場合は生育歴で、少年にとっては他の人たちに知られたくない事実だろうと思われる。しかし、このような生育歴があるからこそ、そのような非行に至ったんだということは、審判の上では重大な事実であろうかと思うし、被害者もそういう事情を知りたいと思う。それはその被害者限りでとどめておいてほしい事実であり、他に漏らされると、その少年の健全育成には支障が生じてしまうので、漏らさないという規定になっている。でも、被害者がその事実を漏らさないという保証はどこにもないし、罰則の規定もないというところは疑問に感じる。

生育歴だから全部隠してしまうということにはこの規定からはできないので、その中で特にここはどうしても伏せておかなければならないところに限っては、伏せるという形になると思う。

被害者配慮制度～被害者調査の状況について

もし自分が被害者になったとすると、警察からも聞かれ、場合によっては検察にも呼ばれ、また司法の場で調査官の方にも聞かれる。被害者側からすると、被害者の心情や事件の詳細について話すのは1か所にして、その情報を関係機関で共有するのは難しいのか。

普通の犯罪であつたら被害者のほうに同情が集まって、加害者に対する怒りというのは誰もが持つものであるが、実際に調査をされる調査官は、そういう心情とは逆に、少年の健全育成を重視し、その加害少年を保護してより良い方向に向けている。そういう立場の人が、被害者の生の怒りや憎しみを引き受けて、メリットのほうが多いと感じられるのであれば、それはどういうところか。

調査官が被害者の心理を学び分かってきたことは、被害者の心理は人によって異なり、事件の直後、事件から一定期間たってから、裁判所が審判をする段階、そして処遇機関が関わる時など、時間によっても変わっていく。最初に聞いた話がすべてかということ、違うかもしれない。最初言えなかったことがだんだん言えるようになるとか、傷が癒えて、やっと怒りが出てくることもあるかもしれない。そのときに応じてなるべく被害者の二次被害を防ぎつつ、アプローチすべきであると思っている。

少年の健全育成を目的とする人間が、被害者に意見を聞くことの意味は、被害の実態は私どもの経験や想像を超えた部分もあるので、それをきちんと知って、それを少年の更生に生かせることにある。

被害者調査を共同で行うということだが、例えば1つの事件について加害者側を見る調査官と、被害者に対して調査をする調査官というふうに分けてチーム対応しているということではないのか。

少年の調査命令を受けている立場であるから、被害者のことしか考えないような立場で調査官が動くということは想定していない。

その調査官の内部で、加害者のみに当たる、被害者のみに当たるという趣旨ではなくて、例えば1つの事件について主担当、副担当というのであれば、主担当の方が加害者に当たり、副担当の方が被害者調査に当たるというような役割分担はなされるのか。

完璧に分けるということではなく、やはり少年のことも見た上で被害者に会う。被害者の心情を聞いて、少年に知らせることは意味があるが、少年のことをよく知ってからだと思っている。

被害者調査の実施状況で、書面照会の件数が、平成20年は大分増えているということだが、これはどういう理由か。そういう対象になる事件が多いということか、積極的に書面照会を増やそうということか、やっているのか。

被害者配慮制度や社会の動き、被害者の方の声の高まりを踏まえて、積極的に取り組

んでおり、徐々に増えているところである。

例えば私自身が被害者になったとき、自分の話したことがどういう形で反映されるのかということが一番気になると思うが、被害者に確認するのかどうか。私が被害者なら、できれば確認してもらって、自分の意思をここまでは伝えてもらっていいが、ここからは少年に伝えてほしくないという部分も出てくると思う。

何を聞いたか、そして何を伝えていいのかといった、内容の確認はしている。

被害者配慮制度の中での意見聴取との関係はどうなっているのか。自分の意見を聞いてほしいという被害者の申し出によってこれに応じるということになっている。調査官による被害者調査というのは、被害者の意向とは関係なく、少年の更生保護が目的であり、被害者の意見陳述をしたいという被害者の意向とは違う目的である。

意見聴取のときには、被害者の方の話したいことをそのまま受けとめ、分からないところを少し確認するくらいの質問は許されると思うが、それ以上に詳細な事実関係に踏み込んだ質問は、不相当とされている。

被害者保護というものをあまりにも推し進めていくと、おそらく少年法の目的は変容を迫られることになると思うが、少年法の目的を変容させるべきなのか、整合させないでどのような形で被害者保護を図ればよいのかについて、お聞きしたい。

被害者が自分の意見を審判で反映させ、述べていくという方向に、少しずつ来ており、非公開で少年の健全育成ということを目的とした審判と少し齟齬していくんじゃないかなど、いろいろな議論があると思う。

少年に対する人が被害者のことを聞いているからこそ、被害者に対して、自信を持って事件のことを聞ける、事件を知っているというその自信が重要ではないかと思う。被害者から意見を聞いて、少年の更生に有益な情報を手に入れたときは、少年に対する上で望ましいと思う。被害者の負担というのは、確かに大きいと思うが、警察や検察、また家裁から聞かれる視点というのは全くそれぞれ違う視点だろうと思う。警察で聞かれることは、何があったのかということ、検察官から聞かれることは、事件の立証に関してポイントとなること、家裁では、事実関係については前提として、心情の点に絞って話を聞かれると思う。形から言えば同じことを聞かれるかもしれないが、聞かれることはそれぞれ違うし、また、時期の問題は確かに大きいと思う。事件直後に警察から話は聞かれるが、それから3カ月たってまた話を聞くと、当時はこういう気持ちだったが、今はこういう気持ちに変化したということがあるので、被害者の気持ちの変化を踏まえた捜査というのは、重要だと思う。

調査官が被害者と面接した最後に行う日常場面への引き戻しとは、具体的にはどういうことをして、どういうことを聞くのか。

今日はここまでどうやって来たのか、これからどうやって帰るのかなど、日常生活につながるものである。それまで非常につらい話や意識の深いところの話がいっぱい出てきたところを、普通の生活に戻る話をしてから帰ってもらうという手法である。

無意識的にやっているのかもわからないが、私たちのしている雑談と同じのようだ。参考にさせていただく。

二次被害を減らす意味で警察と検察の捜査機関の中で、1回の面接で犯罪の立証に必要な情報を聞き出すことはできないか。

1回の聴取で事件の全貌，事件としてのポイントについて十分な聴取ができればそれにこしたことはないのかもしれないが，事件が発生すると，警察でどんなことがあったのかを聞かれ，事件の被疑者を検挙した上で事件送致した際に，その弁解とか今後の考えられる反論も含めて，検察官主体で行われる。1回で済ませられることができればいいかもしれないが，実際には難しい。

すべての事件を1回の聴取だけでというのではなく，例えば，強姦罪のような事件の被害者が，1回や2回ではなく，何度も呼ばれて話を聞かれるのは，いかがなものかと思う。

1回聞いて，1から10までの話が出ればいいが，性犯罪に関していえば，1回聞いて1から10まで全部話してくれるということは稀である。1回目聞いたときは1，4，10の話しか聞けず，その間はどうなっていると聞いたら，2，3，7が出てくるという形で，事案，事件の流れを聞き出すことになる。1回でというのは難しい。

検察庁では，基本的には1回で終わっている。

被害者が積極的に事件の内容を知りたいという気持ちとか，自分の被害感情を，直接的に審判する者に伝えたいというものが，成人事件でも少年事件でも，意見聴取の制度である。被害者に負担感を与えないような聴取の仕方ということでは，その意見聴取の方法として，意見聴取も調査官に対してする，審判内で審判官に対してする，審判で少年や保護者の前でする，それを被害者に選択をさせているというのも，配慮であると思う。

捜査機関の捜査の中での事情聴取と，家庭裁判所が行う被害者調査というのは，別物だと思う。被害者がどうしても聞いてほしいことを聞き取るのが，おそらく家庭裁判所の調査官が行っていることだろうと思う。言いたくないことは言わなくていいと言っているのだから，そこが捜査官側の捜査と違うところで，被害の及ぶ可能性は工夫をすれば相当程度和らげられると思う。しかも，聞き取りをする調査官は，心理学についても素養があるので，司法面接の問題とは異なるものだと思う。

審判傍聴は，一定の重大な事件について被害者の方から，または遺族の方から申し出があったときには，家庭裁判所の裁量で，少年の健全な育成を害さないという範囲で傍聴を認めるという制度だが，大津ではまだ事例がない。

昨年12月15日から施行されているが，まだ大津家裁では傍聴申し出はないが，最高裁からの情報では，この2月末現在で，全国で18件の申し出があり，延べ33人が傍聴している。

大津では，傍聴申し出があったときにどのように審判を運営すればよいかということで職員がそれぞれの役割を分担して，手続等を行った。被害者のお母さん役が，少年役の後ろの席に座り，少年自身がずっと否認するという状況を作り，お母さんが不規則発言をしたり，あるいはお母さんが少年に何か物を投げつける場面も想定した。刑事事件の法廷に比べると審判廷は狭く，傍聴する人と少年との間の距離がかなり近いということもあり，被害者が不規則発言をすると，少年に対する影響が一般の法廷の場合より大きいということや，場合によっては危険な事態も生じる可能性が感じられた。

傍聴している被害者が意見の陳述もできる制度となっているが，刑事事件の場合，傍聴席にいた被害者が，証言台の前に立って，読み上げるという形で行うが，少年事件の

場合に同じような形で行うと、かなり手狭な中で、少年の前を通過して証言台まで出てくるので、不測の事態が起こる可能性もあるということで、その場で立って陳述してもらった。

その場で意見陳述というのは、傍聴した上で、被害者の意見陳述を審判官の前で行うということか。

事前に申し出ている場合と、その場で急に意見を陳述したくなって申し出るという場合の両方が考えられる。

報道機関の立場から言えば、裁判報道等については、少年犯罪が起こらないようにするために、また、そのためには何が必要かということも多くの人に考えてもらうために報道している。審判の中で出てきた事実を広く共有することによって、そういう事件が二度と起こらないようにする手だてをみんなで考えていくことにつながるのではないかと考えている。最近、少年の健全な育成に関して、地域が一体となって取り組むべきという話を聞くが、少年を立ち直らせていこうという中で、正しい情報を共有していく必要があると考えている。裁判所で知った情報を正当な理由がないのに他人に漏らした場合は罰するという規定もあるようだが、被害者が裁判を傍聴した場合、被害者の方にどういう事実があるのかということは取材したいと考えている。また、有益な情報については、積極的に提供していきたいと考えている。もう少し情報を積極的に外部に提供してほしいというのが、制度に対する要望である。

今回は、少年事件の被害者配慮制度が最近随分変わってきたことを知ることができた。

最初の委員会で庁内見学をした際に、少年審判廷は、思ったよりかなり狭く、顔をつき合わせたところで行われるということを見た。もし自分がそういう立場になったとき、そういうところで傍聴したり、意見を申し述べるというときは、抵抗感ができるだけ少なくなるように、適正な配慮が重要だという感想を持った。

従来、傍聴等を想定していない審判廷であるため、場合によっては、傍聴の申し出があったときは傍聴席のある成人の法廷を利用したらよいのではないかという議論もした。

今度の制度が少年の犯罪抑止につながればよいと思う。また、被害者が知り得た情報を公表して、新たな加害者になることのないように、議論する必要があるのではないか。

制度というものは、作られたときにはどちらにも配慮をしながら調整しているが、裁判所、弁護士会、検察庁の間で、なかなかバランスをとるのが難しいところがある。ただ、これから制度が運用されていくにあたり十分配慮が必要だと思う。

少年事件だけでなく、犯罪被害に遭われた方たちの気持ちは、被害者でなければ分からないものがある。裁判所だけがその人たちに配慮するのではなく、犯罪被害に遭われた方に対して、体の傷つきに関してはこちらへ、心の傷つきに関してはこちらへ、それを司法の場で何とか訴えたいならこちらへ、裁判所の中でも、意見陳述ではこういうことをすればいいというような、一覧表があればいいと思う。

加害者の少年たちが、被害者の生の声を聞く作業は、すごく大事だと思う。想像力が乏しく、心の育ちが弱い子どもが衝動的に犯罪を犯している場合もあるので、そういう情報を聞くことは確かに非常に大事だ。しかしながら被害者の被害感情の大きさ、激しさというのは並大抵ではなく、少年たちが直接ぶつけられたときに、それを意味あるものとして理解し受け取ることができるかについては不安を感じる。調査官はその間に入

って、子どもの理解力や資質にふさわしい情報を選んで使っていただきたい。

被害者傍聴については、弁護士会の中でもいろいろ意見があった。弁護士は依頼人の利益を守るのが仕事で、被害者である場合もあれば、加害者の場合であることもある。でも、でき上がった制度なので、うまくいくよう願っている。そこで、この被害者傍聴に反対していた人がどのような懸念を持っているかだけをお伝えする。

1つには、審判廷が狭い。

2つ目は、成人の刑事事件と比べてはるかに審判までの期間が短く、逮捕、勾留されて10日間ぐらいで捜査が終わることが多く、その後4週間で審判に臨むということになる。被害者の被害感情もまだ沈静化していない中で審判を迎えることになる。しかも、それまでは警察に逮捕され、あるいは鑑別所にいて一度も見たことがない少年を、その場で初めて見て、その中で審判廷の秩序を維持するというのも結構苦しいのではないかと思う。

3つ目は、被害者が本当に知りたい情報を得るために、審判廷に臨みたいとされていたが、少年の身上に係る部分がある場合で語られるということはない。事件の内容自体であれば、審判状況の説明等のほうがはるかに手際よく要領よくまとめて知ることができるにもかかわらず、被害者傍聴という形で真実を知ろうとしても、おそらく挫折してしまうのではないかということである。これらの3つの懸念がある中で、少年の健全育成、被害者保護が全うされ、バランスがとれるような運用をしてもらえたらと思う。

重大な少年事件については、検察官送致されれば事件が起こってからすぐの裁判になるわけで、いつでも対応できるだけの準備をしておかなければならないという思いを強くした。

最近の少年法の改正の流れは、もともとは刑事事件の厳罰化の流れにあるが、少年事件というのは刑事事件以上に少年が保護されており、被害者が蚊帳の外に置かれて、出てくる結論というのは、重大な事件を起こしても普通なら1年か2年少年院へ行き、出てきても、また同じような事件を起こす少年もいるという状況の中で、被害者の感情が非常に強くて、少年事件でも刑事事件に処する範囲を広めようとか、被害者の参加を取り入れようということで、このような制度になったのだと思う。従来の少年保護という考え方の中に、どのように取り込んでいくのか非常に難しいところに来ていると感じており、皆さんの意見を聞きながらいろいろ考えていきたいと思っている。

次回期日は平成21年6月25日(木)午後2時からとし、議題は「離婚事件の現状と課題について」として意見交換を行いたい(出席委員了承)。

了